

○緊急事態宣言の解除等に伴う業務の再開について

福井県の5月11日からの平日日中の外出自粛要請の解除に引き続き、5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から福井県が対象外とされたこと及びこれらに伴う地域の実情等を踏まえ、5月25日以降、縮小していた業務について、感染防止策を講じながら順次再開することとしました。

なお、密閉、密集、密接のいわゆる3密回避等の感染防止策を講じることが困難な場合は、裁判体の判断により、個々の手続を延期するなどの対応をすることがありますので、御不明な点があれば、担当係にお問い合わせください。